

都市計画法による命令の公示

（土地又は工作物等の）所在地

命令を受けた者の氏名

この（土地又は工作物等）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に違反しているので、
 年 月 日
 付けで、同法第八十一条第一項の規定に基づき、
 を命じた。

注意事項

- 1 この標識を損壊した者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条の公用文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、
 を行つた場合は、
 罰せられます。

3 年 月 日に、

水道事業者名
電気事業者名
ガス事業者名

に対し

て
 水道 電気 ガス
 の供給の申込みの承諾を保留するよう要請して
 います。

年 月 日

高知県知事